

「滋賀県障害者プラン改定小委員会」設置要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 滋賀県障害者プラン（以下「プラン」という。）の改定にあたり、重点施策や障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項等について、現状を的確に把握したうえで、課題を抽出し、その課題に対応した方向性を検討するため、「滋賀県障害者プラン改定小委員会」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 ワーキングチームは、プランの改定に向けて必要となる以下の事項について、調査検討等を行う。

- (1) 現在の重点施策等の評価
- (2) 課題の抽出・整理
- (3) 次期重点施策等の検討
- (4) その他

（組織）

第 3 条 ワーキングチームは、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第 5 条第 1 項に基づく小委員会とする。

2 委員は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、以下の分野に精通する者として滋賀県障害者施策推進協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める者の中から、会長が委嘱して充てる。

- (1) 地域生活支援
- (2) 教育
- (3) 障害児支援
- (4) 地域包括ケアシステム・相談支援
- (5) 文化・芸術
- (6) 情報コミュニケーション

3 委員の任期は平成 30 年 3 月 31 日までとする。

（会議）

第 4 条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

（庶務）

第 5 条 ワーキングチームの庶務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 日から施行する。